

諮問日：令和元年8月19日（令和元年度（情）諮問第16号）

答申日：令和2年1月24日（令和元年度（情）答申第26号）

件名：名古屋家庭裁判所が特定の人物に関して作成し、又は取得した文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

名古屋家庭裁判所が作成し、又は取得した特定の人物に関する文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、名古屋家庭裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、名古屋家庭裁判所長が令和元年5月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判官という自己の身分を明らかにした上での私的領域における言動については、その内容次第では裁判所又は裁判官の信用の失墜につながり得ることから、人事上の措置等に関係する文書となり得る性質を有する（平成30年度（情）答申第23号）とはいえ、インターネット上で公表されている特定の人物名義の文書そのものには、裁判官の身分にある者が作成したという記載は全くない。

また、特定日の衆議院法務委員会における最高裁判所事務総局人事局長の答弁によれば、新聞記事の対象となったと考えられる名古屋家庭裁判所の特定の年齢及び性別の裁判官は、特定の人物名義の文書の作成を否定しているようで

ある。

そのため、本件開示申出文書は不開示情報に該当しないといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は、名古屋家庭裁判所が作成し、又は取得した特定の人物に関する文書であるところ、当該人物については、同裁判所の特定の年齢及び性別の裁判官が、当該人物のペンネームを用いて特定の内容の寄稿をするなどしており、裁判所法が禁じる裁判官の積極的な政治運動に抵触する可能性がある旨報道されている。

裁判官が服務規律に違反する行為をした場合、人事上の措置等が行われる可能性があるところ、名古屋家庭裁判所所属の裁判官について、特定の人物のペンネームを用いて、裁判所法に違反する可能性がある寄稿をしている旨の報道がされている中で、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、人事上の措置の必要性から作成、取得、管理、保存される文書の存否や内容を推認ないし憶測させることになり、人事管理に係る事務に関与する判断権者及び職員に対し、文書の作成、取得、管理、保存について好ましくない影響が生ずるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号ニ、平成31年度（情）答申第4号参照）。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 令和元年8月19日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月15日 | 審議 |
| ④ 同年12月20日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示の申出に係る特定の人物

については、名古屋家庭裁判所に所属する裁判官として年齢及び性別が特定された者が、当該特定の人物のペンネームを用いて特定の内容の寄稿をしているなどとして、裁判所法が禁じる裁判官の積極的な政治運動に抵触する可能性がある旨報道されているとのことであり、当委員会庶務を通じて確認した結果、このような報道があった事実は認められる。

このことを踏まえれば、本件開示申出文書は人事上の措置等に関する文書となり得る性質を有するものであると考えられ、その存否を明らかにすると、人事上の措置等の必要性から作成、取得、管理又は保存がされる文書の存否や内容を推認させ、又は憶測させることになり、人事管理に係る事務に関与する判断権者等に対し、文書の作成、取得、管理又は保存について好ましくない影響が生ずることなどによって、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

この点について、苦情申出人は、特定日の衆議院法務委員会における最高裁判所事務総局人事局長の説明の内容等を根拠として、本件開示申出文書の存否に関する情報は不開示情報に該当しない旨主張するが、上記法務委員会における説明において本件開示申出文書の存否が明らかにされたとは認められず、上記の判断を左右するものではない。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人